

監査結果報告書の概要

平成30監査年度 第2回（後期）

1. 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているかどうか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかどうか、これらを主眼として監査を実施。

2. 委員監査実施日

平成30年11月27日～平成31年1月23日

3. 監査対象機関

	H30監査年度(後期)		H29監査年度(後期)	
	本庁	出先機関	本庁	出先機関
定期監査	3	86	2	88
定期監査計	89		90	
財政援助団体等の監査	7		8	
合計	96		98	

※毎年度、後期分として全体の約4割を実施しています。

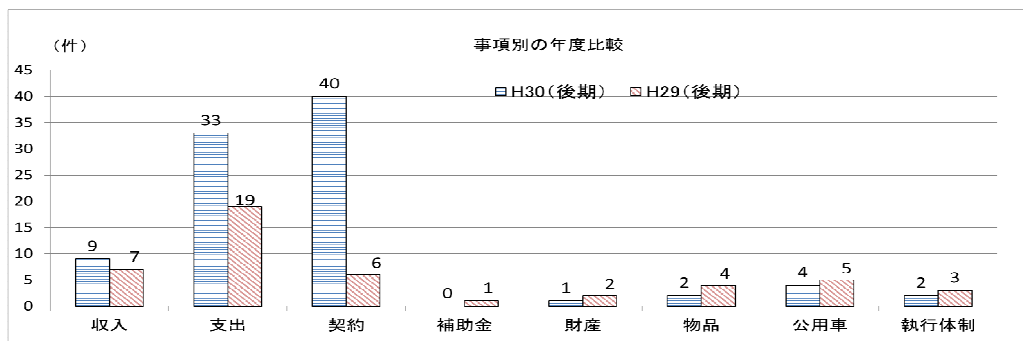
4. 監査の結果

(1) 定期監査の指摘事項等の件数

	H30監査年度(後期)			H29監査年度(後期)		
	本庁	出先機関	計	本庁	出先機関	計
指摘等	0	91	91	2	45	47
1所属あたり件数	0.00	1.06	1.02	1.00	0.51	0.52

後期	収入		支出		契約		補助金		財産	
	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29
指摘	7	6	20	5	34	2	0	0	1	1
注意	2	1	13	14	6	4	0	1	0	1
意見	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	9	7	33	19	40	6	0	1	1	2

物品		公用車		執行体制		計	
H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29
1	2	3	5	1	1	67	22
1	2	1	0	1	1	24	24
0	0	0	0	0	1	0	1
2	4	4	5	2	3	91	47



(2) 公立大学法人奈良県立医科大学等の財政援助団体等における指摘事項等

	指摘	注意	意見	計
出資団体	1	1	1	3
指定管理者	0	0	0	0
計	1	1	1	3

(3) 主な指摘事項

収入・・・収入の調定事務の遅延、未収金の不適切な管理

支出・・・所得税の源泉徴収漏れ、通勤手当の認定誤り、
郵便切手の過大な保有、支出負担行為の遅延

契約・・・支出負担行為及び契約書の作成の遅延、
契約保証金免除に係る不適切な事務処理

財産・・・公有財産台帳への登録漏れ

物品・・・重要物品の報告誤り、物品購入調書の不備

公用車・・・公用車使用中の事故

5. 後期監査の総括

- 指摘内容の共通した原因は、財務事務等を担当する職員の知識及び事務処理ノウハウの不足、並びに決裁過程等における内部チェックの不足が考えられる。

複数人によるチェックや補助金等の額の確定段階での適正な審査体制が機能していたならば、防ぐことが可能であった。

- 今回、突出して指摘件数が多かったのは、「支出負担行為の遅延」や「契約書の作成の遅延」の事例である。これらの不適切な事例は、これまでの監査でも散見されていたが、今回、特に重点的に監査したところ、多数の不適切な事例が挙げられた。

計画的な事務処理と適切な進捗管理を行うとともに、適正な契約事務等を行うよう職員の意識付けが大きな課題である。